

●使用済み小型家電のリサイクルについて

札幌市では、10 月 1 日から、家庭で不要になった小型家電を無料で回収します。

この取り組みは、金・銀・レアメタル等の有用金属を多く含み「都市鉱山」とも呼ばれる小型家電のリサイクルを推進することが狙いです。

ことし 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、6 月に国がリサイクル事業者（認定事業者）を認定して以降、道内企業で唯一の認定事業者である株式会社マテックと回収方法等の検討を進めてきましたが、このたび、同社との連携の下に、拠点回収の仕組みが整ったものです。

回収した小型家電を認定事業者が再資源化することで、有用金属の有効利用を図るとともに、廃棄ごみの削減を進め、よりレベルの高い循環型社会を目指していきます。

1 回収開始日

平成 25 年 10 月 1 日（火）

2 回収対象

家庭で不要となった小型家電のうち、回収ボックス投入口に入る大きさ（1 辺 30 cm 以下）のもの。パソコンはメーカーと並行して回収する。

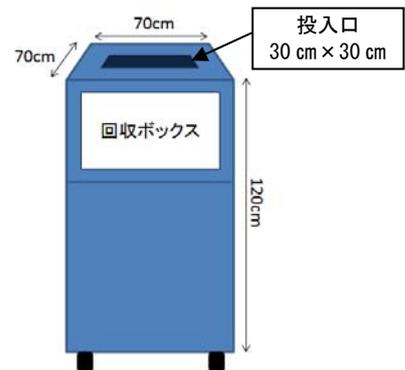
※ 家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、電池・バッテリー、電球・蛍光管、記憶媒体（CD、DVD 等のメディア）は除く。

3 回収のメリット

- (1) 金などの有用金属の有効利用
- (2) 鉛などの有害物質の適正処理
- (3) 市民のリサイクル意識の向上

上記(1)～(3)の取組を進めることで、循環型社会を推進

※ 平成 23 年度の小型家電埋め立て処分推計量は 3,400t。



小型家電回収ボックス（イメージ図）

4 回収拠点

(1) 市有施設（ボックス設置場所）（合計 23 カ所）

- ・本庁舎、各区役所（10 カ所）、篠路出張所（北区篠路 4 条 7 丁目）
- ・各清掃事務所（地区リサイクルセンター併設の中央清掃事務所を除く 6 カ所）
- ・処理場管理事務所（東区東苗穂 2 条 2 丁目）
- ・リサイクルプラザ宮の沢（西区宮の沢 1 条 1 丁目）
- ・中央地区リサイクルセンター（南区南 30 条西 8 丁目）
- ・厚別地区リサイクルセンター（厚別区厚別東 3 条 1 丁目）
- ・西地区リサイクルセンター（西区二十四軒 4 条 1 丁目）

(2) 認定事業者（株式会社マテック）（合計 5 カ所）

- ・株式会社マテック札幌支店（白石区東米里 2032 番地）
- ・じゅんかんコンビニ マテックプラザ店（白石区本通 20 丁目）
- ・じゅんかんコンビニ 24 太平店（北区太平 5 条 5 丁目）
- ・じゅんかんコンビニ 24 富丘店（手稲区富丘 3 条 5 丁目）
- ・じゅんかんコンビニ 24 西岡店（豊平区西岡 4 条 1 丁目）

※ 回収拠点は、回収状況の推移や小売業者（家電量販店等）の動向を見ながら、今後、拡充を検討。

問い合わせ先

環境局環境事業部企画課 橋本・水城・斉藤
電話：211-2912